

令和6年9月20日

文教厚生常任委員長 綾 城 美 佳 様

文教厚生常任委員 中 平 裕 二

議案第14号 長門市下水道条例等の一部を改正する条例に対する附帯決議

下記のとおり附帯決議を提出します。

#### 記

議案第14号 長門市下水道条例等の一部を改正する条例に対する附帯決議

本市の下水道使用料は、平成28年に市町合併から異なっていた料金を統一し、その後は経営効率化による費用の抑制や一般会計からの繰入れなどにより料金を据え置いてきた。

下水道事業の経営環境は、人口減による使用料収入の減少に加え、施設の老朽化や維持管理費の増加など、経営環境は厳しさを増す状況にある。こうした状況が続けば将来的に安定した汚水処理に支障をきたすことが考えられることから、本条例は下水道使用料の料金体系の見直しを含む改定を行い、令和7年4月1日から平均改定率を15パーセントとし、基本水量の廃止に伴い超過料金を従量料金に変更するとともに、この激変緩和対策として調整単価の導入等を行うものである。

料金改定にあたっては、上下水道事業審議会に諮問し、「平均15パーセント程度の改定が望ましい」との答申が提出されている。答申については一定の理解はするものの、輸入物価の上昇に端を発する物価高の継続は、市民生活や事業者の経営を圧迫しており、世界的な経済悪化など社会情勢は先行き不透明な状況にある。

かつて上下水道事業審議会は、令和4年10月からの水道料金の改定にあたり「激変緩和措置や福祉減免について検討すること」や「社会情勢や経済情勢を十分考慮し、場合によっては改定時期の再検討を行うこと」など6項目にわたる付帯意見を付されている。今回の下水道使用料の改定には、こうした意見は見当たらないが、当時の指摘は今もなお重要な意味を持つものである。

よって、市民生活に直結する下水道使用料の改定にあたっては、市長の政治理念に沿った「市民のいのちと生活を守る」観点から、以下の点について柔軟かつ適切な対応を求めるものである。

1. 料金改定については、社会情勢や経済情勢を十分考慮のうえ、場合によっては改定時期の再検討を行うこと。
2. 料金改定については、市民の理解と同意が得られるよう説明責任を果たし、十分な周知を行うこと。また、下水道事業の将来像や見通し、経営状況等についても丁寧に説明すること。
3. 激変緩和措置に対しては一定の評価をしているが、福祉減免についても早期に必要な措置を講ずること。

以上、決議する。